

議案第19号

阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年阿見町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号中「第15条第1項」の次に「及び第15条の3第1項」を加える。

第8条の3第2項及び第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第15条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該機関につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、それぞれ前条第3項又は第4項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この号において同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第15条第1項において同じ。）の介護をする職員であって、規則で定めるもの (2) (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略)	(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該機関につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、それぞれ前条第3項又は第4項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この号において同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第15条第1項及び第15条の3第1項において同じ。）の介護をする職員であって、規則で定めるもの (2) (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略)	

現行	改正後	備考
2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第10条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 （略） 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして町規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、町規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、町規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、町規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 5 （略）	2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第10条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 （略） 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして町規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、町規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、町規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、町規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 5 （略） <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> 第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立	

現行	改正後	備考
	<u>支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> 第15条の4 <u>任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	

阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

【改正の理由】

- ・育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限について、対象となる職員の範囲を拡大するもの。

【主な内容】

(1) 育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限【第 8 条の 3 関係】

- ・育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限について、対象となる職員の範囲を「3 歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大するもの。

(2) 意向確認、環境整備等【第 15 条の 3 及び第 15 条の 4 関係】

- ・職員が家族の介護を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことや、制度に関する早期の情報提供を行うことを規定するもの。